



令和2年11月20日

各 位

会社名 株式会社アサンテ
代表者名 代表取締役社長 宮内 征
(コード番号：6073 東証第一部)
問合せ先 取締役経営企画部長 中尾 能之
(電話番号：03-3226-5511)

自己株式取得に係る事項の決定に関するお知らせ (会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、令和2年11月20日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は当社普通株式の流動性の向上と分布状況の改善を目的として、令和2年11月20日開催の取締役会において当社普通株式の売出し（以下「本売出し」という。）を決議いたしました。今般、資本効率の向上を図るとともに、将来の経営環境の変化に対応する機動的な資本政策の遂行を可能とするため、並びに、本売出しに伴う当社普通株式需給への影響を緩和する観点から、自己株式の取得を行うものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 1,770,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合14.33%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 3,010,000,000円（上限） |
| (4) 取得期間 | 令和2年11月25日（水）から令和3年9月1日（水）まで
（自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による自己株式の買付けを行う場合には、事前に公表した上で、令和2年11月25日（水）から令和2年11月26日（木）までの間に実施する。また、自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付けの実施日の翌営業日以降、本売出しに係る受渡期日までの期間については、市場買付けによる自己株式の取得を行わない。従って、市場買付けによる自己株式の取得は、本売出しに係る売価格等決定日（令和2年12月1日（火））から令和2年12月3日（木）までの間のいずれかの日）に応じて定まる本売出しの受渡期日の翌営業日（売価格等決定日の6営業日後の日（注）2.）から令和3年9月1日（水）まで） |

ご注意: この文書は、当社の自己株式取得に係る事項の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

(5) 取 得 方 法 自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) による買付けを含む株式会社
東京証券取引所における市場買付け

(注) 1. 市場動向等により一部又は全部の取得が行われぬ可能性があります。

2. 売価格等決定日が令和2年12月1日(火)の場合、取得期間の初日は令和2年12月9日(水)
- 売価格等決定日が令和2年12月2日(水)の場合、取得期間の初日は令和2年12月10日(木)
- 売価格等決定日が令和2年12月3日(木)の場合、取得期間の初日は令和2年12月11日(金)

(ご参考) 令和2年10月30日時点の自己株式の保有状況

発行済株式総数(自己株式を除く)	12,348,205株
自己株式数	295株

以 上

ご注意: この文書は、当社の自己株式取得に係る事項の決定に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。